

聖武天皇勅書銅板と東大寺

鈴木景二

一 はじめに

明治初年、東大寺より多数の文書等が皇室へ献納され、それらは正倉院へ納められた。現在も伝わる東南院文書がそれであるが、それらの中に一枚の銅板があった。いわゆる「聖武天皇勅書銅板」である。^①表裏両面に聖武天皇の勅文を刻したこの銅銘板は、古く『東大寺要録』に見え、以後東大寺に伝えられ、江戸時代には松平定信が『集古十種』^②に紹介し、狩谷掖斎もまたこれを『古京遺文』に収録した。^③その後、喜田貞吉氏は詳細な検討をおこない、そこに刻まれた詔勅が奈良時代のものとは考えられないことを明らかにされた。^④しかし喜田氏の見解は、その文言が奈良時代の研究の史料としては使用できないということを指摘するにとどまり、偽作の目的や、この文章の製作と刻銘の過程、

重宝としての伝来といった銅板勅書そのものの検討がなされていない。偽作とはいえ銅板とそこに刻まれた文章もまた歴史の産物である以上、その検討は必ずしも無意味ではなく、何らかの新たな歴史的事実の存在を証明するであろう。それゆえ、本稿ではこの勅書銅板について基礎的な考察を試み、それがいかなる性格を持つものであるのかを考えてみたい。

問題とする銅板は縦三二・七センチ、横二〇・六センチで表には天平勝宝五年（七五三）の聖武天皇の願文、裏には同元年の封戸水田勅施入文を刻んでいるが、文字の書体と刻法から裏面の方が時代が下がるとされる。^⑤

二 表銘 聖武天皇勅願文

まず表面の銘文（以下、表銘と呼ぶ）の全文を掲げよう。

菩薩戒弟子皇帝沙弥勝滿誓首十方三世諸佛法僧去天平十三年歲
次辛巳春二月十四日朕發願禪廣為蒼生遍求景福天下諸国谷合發
造金光明四天王護国之僧寺并寫金光明最勝王經十部任僧廿人施
封五十戸水田十町又於其寺造七重塔一區別寫金字金光明最勝王
經一部安置塔中又造法華藏罪之屋寺并寫妙法蓮華經十部任屋十
人水田_中十町所真聖法之威与天地而永流擁護之恩被幽明而恒滿天
地神祇共相和順恒_入持福慶永護国家開闢已降先帝尊靈長幸珠林同
遊寶刹又願太上天皇太皇后藤原氏皇太子已下親王及大臣等同資
此福俱到彼岸藤原氏先後太政大臣及皇后先妣從一位橘氏太夫人
之靈識恒奉先帝而陪遊淨土長願後代而常禪聖朝乃至自古已來至
於今日身為大臣_望忠奉国者及見在子孫俱目此福各繼前範堅守君臣
之礼長紹父祖之名廣給群生遍該庶品同詳愛網共出塵籠者今以天
平勝寶五年正月十五日莊嚴已畢仍置塔中伏願前日之志悉皆成就
若有後代聖主賢卿養成此願乾坤致福愚君拙臣改替此願神明効訓

圖1 聖武天皇勅書銅板(表銘)見取図 大日本古文書十二写真による

施

封五千戶

水田一万町

以前捧上件物遠限日月窮未來際敬納彼三寶分依此發願太上天皇沙弥勝滿諸佛擁護法集董負万病消陰壽命延長一切所願皆使滿足令法久住拔濟群生天下大地人民使樂法界有情共成佛道以代代國王為我寺檀越若我寺興復天下興復若我寺衰弊天下衰弊復措其後代有不道之主邪賊之臣若犯者破障而不行者是人必得破辱十方三世諸佛菩薩一切賢聖之罪終當墮大地獄無救劫中永無出離十方一切諸天梵天護塔大善神王又晋天率土有勢威力天神地祇七唐尊靈并佐命立切大臣將軍共正太禍永滅子孫若不祀簡不勤行者世世累福終墜子孫共塵埃早登覺岸

天平勝寶元年

平城宮御宇大上天皇法名勝滿

圖2 聖武天皇勅書銅板(裏銘)見取圖 大日本古文書十二写真による

菩薩戒弟子皇帝沙弥勝滿、稽首十方三世諸仏法僧。

去天平十三年歲次辛巳春二月十四日、朕寢願（7）稱（8）。広為

蒼生、遍求景福。天下諸国、各合敬造金光明四天王護

国之僧寺、并写金光明最勝王經十部。住僧廿人、施

封五十戸、水田十町。又於其寺、造七重塔一区、別写

金字金光明最勝王經一部、安置塔中。又造法華滅罪之

尼寺、并写妙法蓮華經十部。住尼十人、水田十町。所

冀、聖法之盛与天地而永流、擁護之恩被幽明而恒滿、

天地神祇、共相和順、恒將福慶、永護國家、開闢已降、

先帝尊靈、長幸珠林、同遊宝刹。又願太上天皇、太皇

后藤原氏、皇太子已下、親王及大臣等、同資此福、俱

到彼岸、藤原氏先後太政大臣、及皇后先妣從一位橘氏

太夫人之靈識、恒奉先帝而陪遊淨土、長願後代而常衛

聖朝。乃至自古已來、至於今日、身為大臣、竭忠奉国

者、及見在子孫、俱因此福、各繼前範、堅守君臣之礼、

長紹父祖之名、広給群生、通該庶品、同辭愛網、共出

塵籠者。今以天平勝宝五年正月十五日、莊嚴已畢、仍

置塔中、伏願、前日之志、悉皆成就、若有後代聖主賢

卿、承成此願、乾坤致福、愚君拙臣、改替此願、神明

効訓。

（傍線筆者）

右の願文は一見して『類聚三代格』に収める国分寺建立の勅と共通する部分が多いことが窺われる。東大寺との直接の關係は察しにくい⁽⁹⁾が、文末の文言によれば天平勝宝五年（七五三）正月十五日に塔中に安置したものであるとされ、東大寺の塔に納めたように受けとれる。

すでに狩谷掖斎や木崎愛吉氏は用語上の疑問を出しながらも、表銘を天平勝宝当時のものと考え、西岡虎之助、下出積与、岡崎敬の三氏もまた当時のものとしておられる。

このような見解に対し喜田貞吉氏は、この表銘は『類聚三代格』所収の国分寺建立勅によって作られたらしいこと、封五十戸の文言は同勅に見えず『統日本紀』により補ったこと、天平勝宝五年の文に孝謙天皇を皇太子とし、元正上皇（既に崩じている）を太上天皇とし、さらに光明皇后のことを書き漏らすなどの不可解な点を指摘され、これを後世の偽作と見做した⁽⁹⁾。最近に至り、中井真孝氏は『延暦僧録』聖武天皇伝の一部分が表銘と酷似することを示され、詳細な検討により表銘が同書の文をもとに製作されたらしいことを明らかにされた⁽¹⁰⁾。中井氏は、同書は延暦五年（七八六）から同八年の間に撰述され、当該部分は『類聚三代格』所収国分寺建立勅をもとに、他の若干の史料を加えて

綴られたものとしておられる。

以上の諸研究等から表銘が天平勝宝当時のものではなく、平安初期以降に作られたものである可能性が高いと思われるが、もしそうなら、塔完成よりも後になって、ことさらにこのような銘文を作成した意図を、何と解すべきであるうか。ここで中井氏に倣い、表銘作者が参照した可能性の高い『延暦僧録』の当該部分と表銘を比較してみると、若干の誤脱と考えられる文字以外にいくつかの注意すべき相違点が見出せる。

『延暦僧録』の「勝宝感神聖武皇帝伝」は、『東大寺要録』と『日本高僧伝要文抄』⁽¹²⁾に引用されており、後者には文末に省略があるが、考察には支障がない。両者により関係部分を掲げると、

法名勝満、^(A)於薬師寺、以天平十三年歲次辛巳春二月十四日、菩薩戒弟子沙弥勝満、稽首十方三世諸仏法僧賢願。朕広為蒼生、遍求景福、天下諸国各令敬造金光明四天王護国之僧寺、写金光明最勝王經十部。住僧二十人、

施食料水田十町。又於其寺、造七重宝塔一区、別写金字金光明最勝王經一部、安置塔中。又諸国各造法花滅罪之尼寺、并写妙法蓮花經十部。住尼十人、施水田十

町。兩寺相去宜受教戒。其僧尼每月八日、必応転読最

勝王經、每至月半、誦戒羯磨。其住僧尼、取氏男女十二已上廿以下、聽令精進練行。操履可称、乃至始終不變、乃聽入道。誠欲宣揚聖旨、不敢失墜、福田增長、法門興隆。又每寺淨人男女三人、宛備當勞期。所冀聖法之盛、与天地而永流、擁護之恩、被幽明而恒満、天地神祇、共相和順、恒將福慶、永護國家、開闢已降、先帝尊靈、長幸珠林、同遊宝刹。又願太上皇・太上皇太后藤原氏・皇帝子以下・親王・大臣等、同資此福、俱到彼岸。藤原氏先後太政大臣、及皇后先妣從一位橘大夫人之靈識、恒奉先帝而陪遊淨土、長願後代而常衛聖朝。乃至自古已采至於今日、身為大臣、竭忠奉國者、及見在子孫、俱因此福、各繼前範、堅守君臣之礼、長紹父祖之名、広給群生、通該庶品、同辞愛網、共出塵籠。若有後代聖主賢卿、承成此願、乾坤致福。

となる。表銘はこの文章の一部分を入れ換え、削除と附加を行なっている。

まず表銘で削除されているのは、(A)の「於薬師寺」の四字で、表銘が東大寺の塔中に安置されたと述べているから、不要の文字であって、削除は当然のことと理解できる。

つぎに(B)の部分は、中井氏の見解によると、『類聚三代格』巻三所収の天平十三年二月十四日の「国分寺発願勅」の「諸願条例」第四条以下と他の官符⁽¹⁴⁾によって属文された部分で、国分寺僧尼の修行の内容と、住僧尼となる資格を記している。これが削除された理由は明確にできないが、その内容が表銘作者に不都合か、少くとも不要であって、また字数の制約もあって、省略されたのであろう。

つぎに、表銘において附加または変更されたのは(C)

「去」、「(D)」「封五十戸」、「(E)」「者、今以天平勝宝五年正月十五日莊嚴已畢仍置塔中伏願前日之志悉皆成就」、「(F)

「愚君拙臣改替此願神明効訓」である。このうち(E)は天平勝宝五年に塔の莊嚴がおわり銅板を安置して、前日の志が成就することを願い、(C)で「以」を「去」に改めた上に、その前後の字句の入れ替えているのは、これに対応して、天平十三年(七四一)の発願を過去のものとするためのものであり、(C)・(E)は『延暦僧録』の文章を塔の完成に際しての願文として仕立てるため、表銘作者が変更・附加したものと考えられる。

ついで(D)の「封五十戸」は、『延暦僧録』や『類聚三代格』所収勅に見えず、表銘作者が『続日本紀』⁽¹⁵⁾等によって

加えたと考えられる。そして(F)の部分については中井氏が、前の文の対句として表銘作者が付け加えたときれた。

以上の変更と附加のうち(C)・(E)は前述の通り理解できるが、(D)を特に他から補ったとすれば、表銘作者の意図の一つがそこにあったことを示しているのではないだろうか。(F)は確かに直前の文章との対句になっているが、前の文が善因善果の予言であるのに対し、愚君拙臣が誓願を改め替えたときには、「いましめをあらわさん」という悪因悪果の発生を威嚇する予言ともいうべき内容である。この部分は『類聚三代格』所収勅の願文の

願若悪君邪臣犯破此願者、彼人及子孫、必遇災禍、世世長生無仏法処。

とある最後の条と一見似ているが、字句が一致せず内容もやや異っている。『三代格』の願文の方は破願者本人とその子孫が災禍に遇い仏法無き処に生れるとするのに対し、表銘の方は神あるいは天が訓を効すという莫然としたもので対象も限定されず、より広い解釈を可能にしている。対句という体裁のための作文とも考えられようが、このような解釈も可能であると思う。『東大寺要録』序文には、この部分も利用されており、十二世紀にこの文言がいかに認識さ

れていたのかを見ることが出来る。

これまで表銘と『延暦僧録』との比較を行なってきたが、仮に前者が後者をもとに製作されたとするならば、国分寺の僧尼の義務・資質に関する部分が削除され、封戸の施入、および聖武天皇の勅願を破ることへの威嚇の予言と考えられる部分が付加されて作られたと考えられるであろう。

さて表銘の成立年代を考えると、上限は中井氏の指摘通り『延暦僧録』が原型であるとすれば、その成立したとされる延暦五年(七八六)から同八年の間に求められる。それに対し確実な下限は『東大寺要録』が撰述された嘉承元年(一一〇六)であるが⁽¹⁶⁾、永延三年(九八九)の東大寺僧齋然奏状には、表銘が利用されているとも考えられ、⁽¹⁷⁾、そこまで溯るかもしれない。

なお上限は、表銘の原型が『延暦僧録』の原史料であるとするならば、さらに溯る可能性があるが、「先後太政大臣」という語句から天平宝字四年(七六〇)が限度である。⁽¹⁸⁾表銘を刻んだ銅板が成立したのは広くとって天平宝字四年(七六〇)から嘉承元年(一一〇六)の間のこととなるが、表銘によれば本銅板は天平勝宝五年(七五三)に塔中に安置されたはずであって、それが世に出るためには塔の罹災

などの契機がなければならぬ。

ではこの銅板はどの塔よりどのような時期に出現したのであろうか。堀池春峰氏は表銘に塔の莊嚴が終わったのは天平勝宝五年とあることから、『東大寺要録』と『正倉院文書』により、この塔は西塔にあたるとし、承平四年(九三四)の落雷による焼失時か天徳三年(九五九)の別当光智による修復の時に取り出されたのであらうとされた。⁽¹⁹⁾見解を示された書物の性質上、考証を省かれているが、福山敏男氏によれば天平勝宝五年は西塔のほぼ完成した時期にあたり、東塔はまだ完成していないとされるから、⁽²⁰⁾表銘の塔は東大寺西塔にあたりと考えられ、その創建以来最初の罹災と修復があつた十世紀中葉の承平・天徳の間に出現したとする堀池氏の説は妥当であると考えられる。

一方、承平・天徳の間の東大寺は同寺史上注意すべき時期を迎えていた。それは荒廢した莊園の再建のための新しい努力が開始された時期であり、光智により「北伊賀の雄たる玉滝庄」が「永く寺領として確立された」のもこの天徳三年(九五九)のことであつた。⁽²¹⁾そして玉滝莊確立の契機となつたのが、銅板の出現したと考えられる西塔の修復である。

玉滝杣の寺領化を成功させた別当光智らはその奏状で、西塔修復完了のための用材確保のため、もともと橋元実が寺家へ施入した杣を寺領とし、他所の入杣、特に法性寺の用材収取を停止されることを請うているが、その冒頭を、
謹検案内、東大寺者聖化之所構、西宝塔者神功之所為也。

とはじめ、四六駢儷文で西塔をたたえた後
本願之昔、猶記其妙、末代之今、何致斯功。

と述べている。彼らはそこで西塔が寺内でいかに重要な建築であるか、従ってその修復がいかに必要であるかを強調し、その完成のためには玉滝杣の寺領化が不可欠であることを主張している。要するに「神功之所為」である西宝塔の修復が完了するか否かは、ひとえに玉滝杣が寺領となるかどうかにかかっているという論理であると考えられ、そうだとすれば、政府に西塔を修復することの重要性を強く意識させることが、玉滝杣の寺領化を目指す彼らの大きな課題でなければならなかったであろう。

ここで再び表銘の内容を考えると、それは国分寺造宮、特に塔一区を造り金字の最勝王経をそこに納めるとい願が悉皆成就すること、そしてその破願への威嚇ということ

で一般的とも見えるが、西塔修復の頃、同塔は「大和国分寺としての東大寺の中心」と考えられていたのであり、従って、表銘の主張はこのころの東大寺においては、西塔そのものについての勅願となるのである。また封五十戸は、天平勝宝二年（七五〇）に同寺へ封五千戸が施入されたことを考えれば微量とも言えるが、寺封は寺院造宮費、造像費の性質を持っており、ここではそうした性質の寺封が聖武天皇の勅願によってあたえられたという事実が問題となるのであろう。このように表銘はその出現した時期においては、聖武天皇の西塔造宮の勅願の強調とその破願への威嚇の意図を持つと解釈されたのではないであろうか。また、この時期は福来病が流行し、平安貴族を震撼させた承平天慶の乱の勃発した頃でもあった。

玉滝杣寺領化につらなる東大寺の寺領再建と勅願の銘を刻んだ銅板の出現は、両者の時期がほぼ一致するらしい。そして両者は東大寺西塔の再建に関係している。表銘製作の時期は、依然として確定できないが、その出現は東大寺にとって時宜を得たものであった。

三 裏銘 聖武天皇勅施入文

(一) 銘文の作成

本節では、表銘より後に刻まれたとされる裏面の勅施入文について考察する。銅板自体は表銘を刻むために製作されたと考えられるから、裏面の銘文の作成と刻銘とは一応別のことと考えられる。⁽²⁸⁾ 本稿ではまず裏銘の検討からはじめたい。

施

封五千戸

水田一万町

以前、捧上件物、遠限日月、窮未來際、敬納彼三宝分、依此禱願、太上天皇沙弥勝滿、諸仏擁護、法葉董質、万病消除、壽命延長、一切所願、皆使滿足、令法久住、拔濟群生、天下大地、人民快樂、法界有情、共成仏道、以代代國王、為我寺檀越、若我寺興復、天下興復、若我寺衰弊、天下衰弊、復誓、其後代有不道之主邦賊之臣、若犯若破、障而不行者、是人必得破辱十方三世諸仏菩薩一切賢聖之罪、終当墮大地獄、無數劫中、永無出離、十方一切諸天梵天護塔大善神王、及普天率土有

勢威力天神地祇、七唐尊靈、并佐命立功大臣將軍靈、

共起太禍、永滅子孫、若不犯觸、敬勤行者、世世累福、

終隆子孫、共塵城、早登覺岸、

天平勝宝元年

平城宮御宇大上天皇法名勝滿

この文章は、聖武天皇が封五千戸、水田一万町を三宝分として東大寺へ施入するというもので、西岡虎之助、下出積与氏らは文面通り事実と認められたが、この文についても表銘同様多くの疑問点が指摘されている。

狩谷掖斎は、(1)裏銘は『続日本紀』天平勝宝元年(天平感宝元年・七四九)閏五月癸丑(二〇日)条とはば同文であり、静岡平田寺に天平感宝元年閏五月二十日付の勅書(以下「平田寺勅書」と呼ぶ)を蔵すること、(2)裏銘及び『続日本紀』「平田寺勅書」とも聖武天皇が讓位前であるのに太上天皇と称する疑問、(3)裏銘と「平田寺勅書」とはほぼ同文であるから「勅書」と同じく「天平感宝」とあるべきなのに、裏銘が「天平勝宝」とするのは表銘の年号によって改めたと考えられること、(4)『続日本紀』によれば同日の施入はすべて「墾田地百町」であり、同年七月諸寺の墾田地の限度を決めた際でも四千町であるのに「一万町」とあるのは疑わし

いこと、(5)東大寺の封戸が五千戸となったのは天平勝宝二年(七五〇)二月であるのに、元年に五千戸とするのは追刻と考えられることなどを指摘した。ついで『大日本古文書』の編者も「平田寺勅書」に続けて裏銘・表銘、さらに「平田寺勅書」とほぼ同文の『山槐記』に引用された勅書(以下「山槐記勅書」と呼ぶ)、および天平勝宝元年に封戸五千戸を施入するといういわゆる「御筆勅書」を掲げ、それらが関係を持つらしいことを指摘している。さらに喜田貞吉氏も掖斎同様の疑問を呈し、裏銘は『続日本紀』の文をもとに施入の品目と数量を改め、さらに寺家の都合がよいように後代の君臣を威嚇するかのような文章を附加して偽作したものであるとされた。喜田氏が附加とされた部分は『続日本紀』に見えない部分、すなわち「以代代国王」より「早登覚岸」の部分であると思われるが、この部分は既に掖斎が紹介した「平田寺勅書」に含まれているから、追加された部分の範囲には誤りがある。

喜田氏以後、辻善之助、竹内理三氏らも同じく疑問を示されたが、その後水野柳太郎氏は『続日本紀』編纂の材料についての検討の際、東大寺の封戸関係の文書を整理され、裏銘にも言及された。氏は、東大寺の封戸は天平勝宝二年

(七五〇)二月に五千戸が勅施入されたが、天平宝字四年(七六〇)「藤原仲麻呂自筆勅書」によりその用途が指定され、そのうち官家修行諸仏事分二千戸の封物は宝龜十一年(七八〇)以降、東大寺の管理下から引き離され、寺家の反対運動により一旦は好転したが、弘仁三年(八一二)に到って造東寺、造西寺両司にあてられたという過程を提示された。さらに「御筆勅書」や『東大寺要録』の「仲麻呂自筆勅書」についての註記は、東大寺が封二千戸の削減収公に對して、聖武天皇の施入意思を強調し、分割を藤原仲麻呂の恣意に帰するために作られたこと、「山槐記勅書」や『朝野群載』所引の勅書の五千戸についての註記も同様のことを記し、裏銘はそれらの本文とほぼ同文であることから、これらは「御筆勅書」と同系列であること、などを明らかにされた。

以上の諸研究により、裏銘は「山槐記勅書」、「朝野群載」所引「勅書」、「続日本紀」天平勝宝元年閏五月癸丑条、「平田寺勅書」とほぼ同文であり、それは寺家の経済的要請により天平感宝元年閏五月二十日の勅の施入品目や数量を改めて偽作され、その後表銘の裏に刻銘されたことが明らかである。しかし、さらにこれら諸文書の相互関係や制作者

の意図、裏銘の利用状況などを追求することにより、裏銘自体の持つ意味を見出し得るであろう。そこで先学の研究成果をふまえて、これらの点を検討することとする。

偽作文書の製作意図は、その原型となった文書との比較対照により窺い知ることが可能となる。裏銘作者の用いた原文書は、ほぼ同文であると指摘されている文書のうち、「平田寺勅書」の文言であると考えてよいと思う。この勅

〔平田寺勅書〕

(a) 〔裏銘〕

絶伍佰疋 綿疋仟屯 布疋仟端

稻疋拾萬斤 壘田地疋佰町

以前捧上件物 以花嚴經為本一切大乘小乘經律論抄疏

章等必為軫誦講說悉令盡竟 遠限日月窮未來際敬納彼

寺永為学分依此発願 太上天皇沙弥勝滿諸仏擁護法

葉薰質万病消除寿命延長一切所願皆使満足令法久住

拔濟群生天下太平兆民快樂法界有情共成仏道

書は『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）閏五月癸丑（二〇日）条に見える勅施入の際、大安・葉師・元興・興福・東大の五大寺いづれかへ下された勅書の原本であり、東大寺へも同文の勅書、あるいはこの勅書自体が下されたと考えられる。(a) この点を確認して次に平田寺勅書と裏銘の比較対照を試みる。なお巻尾を除き、相違点は傍点・傍線で、有無は□で示す。

〔裏銘〕

(a) 〔裏銘〕

封五千戸

水田一万町

以前捧上件物

遠限日月窮未來際敬納彼

三宝分依此発願太上天皇沙弥勝滿諸仏擁護法葉薰質

万病消除寿命延長一切所願皆使満足令法久住拔濟群

生天下大地人民快樂法界有情共成仏道 以代代國王為

我寺檀越若我寺興復天下興復若我寺衰弊天下衰弊

復誓其後代有不道之主邪賊之臣若犯若破障而不行者
是人必得破辱十方三世諸仏菩薩一切賢聖之罪終当墮
大地獄無數劫中永無出離復十方一切諸天梵王(c)帝釈四

天大王天龍八部金剛密跡護法護塔大善神王及普天率

土有威力天神地祇七席尊靈并佐命立功大臣將軍之
靈等共起大禍永滅子孫若不犯触敬勤行者世世累福紹
隆子孫共出塵城早登覺岸

天平感宝元年閏五月廿日

〔勅〕

〔奉 勅〕 正一位行左大臣兼大宰帥橘宿祢「諸兄」

右大臣從二位藤原朝臣「豊成」

大僧都法師「行信」

右の比較により、改変が単に施入物の品目と数量について
だけではなかつたことが明らかである。そしてそこには
裏銘製作者の意志が、如実に表れているのを認めることが
出来るであろう。

まず(a)の改変であるが、これは先学の指摘されたと
おり裏銘製作の目的が封戸、水田の確保にあつたことを示

復誓其後代有不道之主邪賊之臣若犯若破障而不行者
是人必得破辱十方三世諸仏菩薩一切賢聖之罪終当墮
大地獄無數劫中永無出離□十方一切諸天梵王(c)

護塔大善神王及普天率

土有勢力天神地祇七席尊靈并佐命立功大臣將軍□
靈□共起大禍永滅子孫若不犯触敬勤行者世世累福紹
隆子孫共□塵城早登覺岸

天平勝宝元年

平城宮御宇大上天皇法名勝滿

している。つきに(b)は聖武天皇が施入物品の用途を、
花厳経を本とした一切経の転読講説のための学分(42)と指定し
た部分、つまり同勅書の眼目ともいふべき部分を削除した
ことを示し、(c)で用途を「学分」から莫然とした「三宝
分」と改めている。三宝分とするのは「御筆勅書」に通じる
が、「御筆勅書」は「封五千戸」のみで「水田一万町」を欠

いているので、裏銘よりも先行すると考えられる。この改変は施入物、封戸と水田の用途の限定が裏銘作者にとって不都合であり、その一般化を図るとともに、転読等の僧侶の勤行の義務を抹消しようとする意図を示しているのではないだろうか。さらに (d) の追加こそ最も端的に裏銘作者の意図を表現している。(d) では聖武天皇は、代代の国王が、聖武天皇の「わが寺」すなわち、東大寺の檀越となるべきこと、そして東大寺の盛衰により天下の盛衰が決定されるであろうことを予言しているのであって、言い換えれば国王が檀越とならず寺を衰退させれば天下もまた衰退するという誓言なのである。しかもその文言は、原勅に巧みに織り込まれることにより、「復誓」以下の元来の勅願の破者への祟りの誓願を、東大寺の保護と興復を行わない国王への祟りの予言へと転化させたのである。

以上の削除・附加と改変により、諸寺への施入物をもとに華嚴経以下一切経の転読講説を行ない、その功德を期待した聖武天皇の原勅は、東大寺への封戸と水田を施入する功德を期待し、東大寺と国王の關係や、東大寺の維持の成否による天下の盛衰を予言する勅書へと転化したのである。

一方、(e) の削除と (f) の改変は、「平田寺勅書」と裏銘との間に、今一つの文書が存在したことを窺わせる。

すなわち、「山槐記勅書」は、

東大寺

封五千戸東西寺二千戸 峽大臣所為即殺罪
三百戸新藥師寺 依同寺僧供分度也

水田壹万町

以前捧上件物^(b)、遠限日月窮未來際敬納^(c)彼三宝分^(c)、依此
堯願太上天皇沙彌勝滿諸仏擁護法業重、實万病消除壽命
延長一切所願皆使滿足令法久住拔濟群生天下大地^(d)人民
快樂法界有情共成^(e)仏道^(e)以代々國王為我寺檀越若我寺興
復天下興復我寺衰弊天下衰弊復誓其後代有不道之主邪
賊之臣若犯若破障而不行者是人必得破辱十方三世諸仏
菩薩一切賢聖之罪終当落大地獄無數劫中永無出離復十
方一切諸天梵^(g)王帝^(g)釈四天王天竜八部金剛密跡護法護
塔大善神王及普天率土有大威力天神地祇七廣尊靈并佐
命立功大臣將軍之靈等共起大禍永滅子孫若不犯触敬勲
行者世々累福紹隆子孫共出塵城早登覺岸

天平感宝元年潤五月廿日

奉勅

正一位行左大臣大宰□□宿□諸兄

右大臣從二位藤原朝臣□成

勅藏俊云神筆云々、
勅誠似有靈匪直也筆

大僧都法師行信

となっていて、(a)においては、「東大寺」の宛名を残しながら、施入物の改変があり、(b)を削除し、(c)に「三分」が加わり、(d)の附加が行われている。(e)と(f)は「平田寺勅書」のままに残されていて、他の語句の有無や相違からも、裏銘と「平田寺文書」との中間にあることが知られるので、「平田寺勅書」↓(a)・(b)・(c)・(d)の削除改変↓「山槐記勅書」↓(e)・(f)の削除改変↓裏銘という過程が想定できる。(e)の削除は表銘と同じく、字数を減少させる目的をもち、(f)の改変は聖武天皇の意志を強調するためのものと考えられる。「山槐記勅書」の成立は、このように裏銘よりも遡ると思われるが、その原本または写本の存在は、『東大寺要録』や「印藏目錄」にも見受けられないので、広く流布したものではなかったようである。

これまでの考察により、裏銘作者の意図がいかなるものであったのかをほぼ明らかに出来たと思う。それは「御筆勅書」以下の偽作文書に対していかなる意味を持つのであるろうか。水野柳太郎氏は「山槐記勅書」や裏銘を「御筆勅

書」と同系列とされたが、これまでの考察の結果をみると、同系列とするだけでは不十分ではないだろうか。「御筆勅書」は単に封五千戸の存続を目的としたのに対し、「山槐記勅書」と裏銘はさらに広大な田地の領有を聖武天皇の勅施入という形で正当化し、さらにそれを妨害する者に対するイデオロギー的威嚇を加えたのである。この違いは見過ごすべきではないのであって、それは後者が、単に封戸の存続を期待した頃とは異った時代的要請に基づいて作りあげられたものであることを物語っているとおもわれる。

裏銘は寺領の保持、拡大において当然起こる国衙や他の荘園領主との訴訟の際、寺領支配を正当とする根拠が必要となったときに、古代的権威を用いるために作成されたものであったと考えてよいであろう。原勅中の「天下太平兆民快樂」という文言が、意識的であるにしろないにしろ、「天下大地人民快樂」と刻まれたのは、裏銘作者の大地とそこで生産を行なうひとびとへ寄せる、強烈的意欲のあらわれではないであろうか。

(二) 裏銘の利用と影響

これまで裏銘の検討を行ってきたが、これが歴史上にいかにか登場してきたかを、具体的にたどってみることにす

る。

表銘と同じく、裏銘も『東大寺要録』巻六に「勅施入封庄願文銅銘」と題して収められているから、『要録』が成立した嘉承元年（一一〇六）には既に存在していたことは確実である。それ以前の裏銘が作成された年代は確定できないが、同じ『東大寺要録』巻八に引く延長六年（九二八）の「宇多院宣旨書」⁽⁴⁴⁾は、裏銘を見て作製された可能性がある。この文書は紀淑光の作とされ、宇多院が東大寺の荒廢をなげき、再興のため公家に奏聞して別当を挙補したことを述べ、続いて、

封戸之使、毎國致乏異、田園之司、遂年称荒廢、衰弊之萌、無不據斯。因茲遣使諸國、普曉此旨、適趣慈心、庶期興復。(イ)

と語り、さらに後には、

本願聖主弘誓深遠、諸國牧宰誰不禮越。(ロ)

としている。宇多院が別当を挙補したのは事実らしく、諸國への遣使も翌七年に伊勢國へ東大寺庄の勘使を派遣しているから、この文書は一応表題通りのものとしてよいと思う。

さて、この文書の(イ)の部分は、内容と傍線を施した

用語から、裏銘の(a)と(d)をふまえていると認められる。ついで(ロ)の部分は(d)の「國王」を「國主」と読んだと考えれば、やはり裏銘に通じるであろう。そうだとすれば、「本願聖主弘誓」とは裏銘の内容を指すと考えられ、裏銘の成立は十世紀はじめにまで遡ることとなる。ただし、この場合は「山槐記勅書」にもあてはまるので、銅板の裏銘がすでに成立していたとは確言できない。

すでに述べたように、「山槐記勅書」は裏銘に先立って成立したと考えられるが、本文については、(e)の十七字の存在と、「平田寺勅書」と同じ日付および以下の位置のほか、ほとんど同一である。この異同箇所以外には、銅板であることが明記されていないと、いずれの引用か判別できない。しかし、「山槐記勅書」は上に述べたように、広く流布していなかったらしいし、後述するように裏銘が銅板に刻まれていること自体に重要視される意味があるから、少くとも『東大寺要録』成立以後は、裏銘が利用された可能性が強く、あるいは「宇多院宣旨書」も裏銘を参照したかと考えられる。

寺勢の衰退や寺領荘園の退転を契機に、寺僧の自覚を促すために編まれたとされる『東大寺要録』の序も、裏銘を

利用したらしい。『要録』の編者は、封五千戸と水田一万町
の勅施入を述べ、

寺家衰弊示災變于普天、伽藍興復呈豊稔于率土。金光
明四天王護国之寺、誠哉此称矣。

と述べており、裏銘の (a)・(d) がどのように理解され
ていたかを窺うことが出来る。また、同じ嘉承元年(一一
〇六)六月の「東大寺解状」には、「抑本願聖靈施入状云」
として (d) を引き、

情願皇朝之泰平、偏在伽藍之保護。尤可欽仰者、其唯
当寺歟。

と記している。この解状により、東大寺は国使による封戸
未済分の収納等が認められている。この事實は、他の要因
もあろうが、裏銘の主張を政府が認め、それがある程度の
効果・権威を有していたことを表わしている。

これ以降、天仁二年(一一〇九)の「寺家陳状」に (a)
を引いて、

当寺本施入水田一万町封五千戸也。

といい、大治四年(一一二九)の「東大寺所司解」にも (a)
を引いて、

如勅施入文者、置五千戸之封物、寄一万町水田。

と述べている。これらも恐らく裏銘によっているのであろ
う。そして久安三年(一一四七)の「印藏文書目録」には、
四通目に、

銅勅施入文一枚

とあり、表銘よりも裏銘が重視されて、東大寺の印藏に納
められていたことが知られる。

保元二年(一一五七)の「記録所寄人中原盛信文書預り
状」は、銅銘使用の具体的状況を伝えている。

〔記録所寄人文書請文〕

(中略)

請預 東大寺文書

金銘案一卷二通 天平勝宝元年封五千戸水田一万町
本願聖武天皇勅施入御記文等也

一通 延長六年宇多院宣旨等

一封戸

一卷一枚天平勝宝元年入封五千戸御筆勅書

(中略)

一寺領連券等

(中略)

右文書請預如件

保元二年九月廿八日出雲權守(中原盛信)「(花押)」

〔興奉〕○中原隆信目録
「返上」

銅銘壹枚 文書正文捌卷内「宣旨案」卷」
(花押)

右の文書のはじめに「金銘案」とあるのは、割註により銅板勅書の案文であることは明らかで、一卷二通とあるのは裏表の案文各一通をあわせて一卷としたのであろう。それが先にみた「宇多院宣旨」と共に、封戸・寺領の項目より前に別個に掲げられているのは、それが単なる封戸・寺領施入の証文ではなく、それ以上の意味を持たされていたことを物語るのではなからうか。ここに見える諸文書は何らかの証拠として京都の記録所へ提出されたのであるが、追筆により、さらに銅板自体が京へ運ばれ、再び東大寺へ返されたことが知られる。はじめに「金銘」とあり追筆に「銅銘」とあるのは、盛信が銅板を手にして材質を確認したことを示すのであろう。⁽⁵⁶⁾

その後数年して、東大寺と伊賀国名張郡司源俊方は武力衝突に入り、安元元年(一一七五)には俊方が子息三人らと興福寺の威をかり黒田庄を転倒しようとした。この時俊方らを禁獄することを請うた東大寺の「申状土代」⁽⁵⁷⁾は、文末に裏銘の(d)を引用し、

金光明四天王護国之寺、其名実哉。本願記文、我寺興

復者天下可興福、我寺衰弊者天下可衰弊。以代と国主、⁽⁵⁸⁾

可為我寺檀越者。

としたが、推敲に際し、傍線部(乙)を抹消した上で、(丙)を(甲)の前に移し、

本願記文、以代々国主、可為我寺檀越。我寺興復者天下可興福者。⁽⁵⁹⁾

と改めた経過をありありと伝えている。

そして治承四年(一一八〇)の暮、兵火にかけり東大・興福両寺は灰燼に帰したが、『山槐記』はそのことを記した後、「後日或僧侶書与此起請」として「山槐記勅書」を書きとめており、銅板裏銘と並存して利用されていたことを示している。

さて、南都炎上を記した『山槐記』治承四年十二月二十八日条は、翌治承五年(養和元年)正月に南都からもたらされた記録により書かれており、本勅書も「後日」とあるから、その頃筆者中山忠親に書き贈られたのであろう。ここに僧名が記されないのは意味ありげだが、僧侶が京の貴族にこうした文書を書き与えている事実は興味深い。「勅」の字に「藏俊云、神筆云々、誠似有靈、匪直也筆」とある註は、この勅書が平田寺勅書に近いものであったことを想

定させるが、藏後は治承四年九月に入滅した興福寺権別当権少僧都藏後であろうから、彼がこれについて語ったのは忠親入手の以前でなければならず、恐らくこの註は忠親入手以前に付されていたのであろう。「勅」の字が「神筆」で「似有靈」とされていることは、単なる施入の勅書ではなくこの「起請」としての威力を強く認めたのであると考えられる。

右の勅書が、何故忠親のもとへもたらされたのかは詳かにしえないが、同じ養和元年八月には後白河院庁において伊賀国黒田庄の本庄、出作・新庄の領有をめぐって、在庁源兼信と東大寺所司勾当參暁の問注が行われており、この時兼信に示された同年三月の「東大寺所司等解状」には

伏思事情、昔聖武皇帝之施一万町之水田也、歴五百歳而未改

と記されているのに関係するかも知れない。

降って建仁元年（一一〇一）に造興福寺用途料として、伊賀国の東大寺の封戸が停止されたことに抗した「解状」には、「証文一卷」が副進されているが、その巻頭に、

一通 天平勝宝元年当寺封戸 勅施入御起請文

と裏銘が掲げられている。解状は聖武天皇が救世観音の化

身であり、大仏建立をなしとげたことを述べ、

永寄進一万町之水田、又施入五千戸之封米、此事後代不可有違乱之旨、具被載 勅書之札

と記し、さらに裏銘の（d）を引いて、

情見御起文之趣、崇重可異他者、專在我寺敷。

と言い、やや後には、

空読以往 詔書、只恐本願之教旨許也。

と封戸水田の退転を歎いている。これに続けて述べられた解状の主張は、後鳥羽院司藤原資実の援助もあり認められた。このとき記録所勾当小槻広房は寺家使に対し、この解状は、

文状神妙、道理至極、随喜不少（中略）殊催感者、不如今之寺解。

と語ったという。誇張もあろうが、裏銘がどのように受け取られていたかの一端を知ることが出来よう。この解状は後日のため印藏に収納された。

これ以降も文永六年（一二六九）の「東大寺学侶起請」、弘安二年（一二七九）の「東大寺学侶等越訴状案」、暦応四年（一一三四）の「東大寺離散宿老等会合評議事書」にそれぞれ裏銘の（a）もしくは（d）をふまえた文言が見え、

觀応三年（一二三二）の「東大寺衆徒僉議事書土代」にも、

抑以当寺之興廢、表天下之安危之旨、本願皇帝金銅

御起請敵重也。

と記されている。

このように歴史上の裏銘利用をみてくると、それが偽作であると認識していたか否かはともかくも、裏銘作者の意思が見事に貫徹されて、(a)・(d)の部分が使用されてきた事実が明らかとなる。それらは厳密な事実証拠としてよりも古代天皇の勅施入と予言という観念的な正当化に利用されるようになっていった。鬼頭清明氏は、東大寺の莊園等の訴訟関係文書に引用された格を検討され、それらは具體的效果よりも古代的權威ないし国家的權威を示すものであるとされたが、裏銘の利用も同様のものではなかったであろうか。しかも裏銘がそれらと異なるのは、(d)の予言とも威嚇とも言える文言が加わっていることであろう。

ここで改めてその文言を見れば、東大寺の運命が国家の運命を決定するというものであり、仏法と王法を並列してその相互關係を論ずるといふ、いわゆる王法仏法相依の思想が含まれていることが明らかであると思う。この部分が長く用いられたのは、それが寺家にとって最も有効である

と共に、相手方がこれを受け入れるであろうことを予想させる条件を有していたためであろう。

こうして幾度となく都へもたらされた裏銘は、寺家の一方的な主張にとどまることなく、貴族らに受け入れられていくこととなった。すでに『朝野群載』は表銘と裏銘を諷誦文として収録しているから、十二世紀はじめ頃には文章自体が諷誦文の典型として知られており、『扶桑略記』もまた「勅施入東大寺封五千戸水田一万町」と記している。これらはまだ、裏銘の施入を事実として受けとめるにとどまったが、治承四年（一一八〇）十二月末の平重衡による南都焼打ちは、当時の源平内乱の世情と相俟って、裏銘の予言を現実と結びつけて意識させたものの如くである。先に見たように「山槐記勅書」が中山忠親の許にもたらされたのは翌年のことと考えられるが、彼がそれを南都焼亡を記した十二月二十八日条に書きとめたのは、その発想が「或僧侶」か彼自身によるのかはともかく、忠親がこの起請文でもあるとされる勅書と南都焼亡を關係づけて考えていたためであるとみてよい。

このような意識は、寿永二年（一一八三）五月、九条兼実によって表白された。すなわち、再建なった大仏に仏舎

利を納める際の願文⁽⁷⁸⁾で、彼は、

起請勅曰、我寺興復者天下興復、我寺衰弊者天下衰弊
云々者、去治承四年十二月廿八日当仏法破滅之期、有
靈像灰燼之災、于時四夷競起、一天不靜、誠是海内之
理乱、專在当寺之廢興者歟、此像若不成者、王法其奈
何。

と述べており、ここにおいては南都焼亡が聖武天皇の予言
すなわち「起請勅」の具現化として受けとめられているの
である。

上に述べたように、裏銘をもとにした東大寺解状が後鳥
羽院記録所の勾当小槻広房を感激させた二年後の建仁三年
(一一〇三)十一月三十日、東大寺再建総供養の際の後鳥
羽院の願文⁽⁷⁹⁾もはじめに裏銘を用いて、

以累代国王為檀度之主矣。
と記し、後に、

聖靈若不忘往初之誓諾、我国宜決定向後之泰平。
と述べている。

以上の例は、いずれも東大寺側の利害を目的とした文章
ではないから、それらの作者が裏銘を用いたのは、彼らの
意識において裏銘の予言が現実と関係して受け入れられて

いたためと考えてよからう。

こうして裏銘は院や上級貴族らに受容されていったが、
それはさらに中下級貴族らに浸透し、広く人々に語り伝え
られることとなる。私たちは中世を代表する文学である
『平家物語』のなかにそれを見出すことが出来る⁽⁸⁰⁾。

同書は南都壊滅のさまを詳かに語ったが、その結末に「聖
武皇帝宸筆の御記文」を引き、

我寺興福せば天下も興福し、吾寺衰微せば天下も衰微
すべしとあそばされたり。されば天下の衰微せん事も
疑なしとぞ見えたりける。

とむすび、治承四年の終焉を告げて巻五を閉じている。『平
家物語』述作の目的が何れにあったにせよ、これも東大寺
の利害を直接目的としたとは考えられないから、作者が裏
銘を引用したのは、それが『平家』作者の意識において南
都炎上と結びついていたことを示している。そして古代の
文書により作られた裏銘のなから、まさに後世の産物で
ある(d)を抽出しえたのは、この文言こそが「王法つき
んとては仏法まづ亡ずといへり⁽⁸¹⁾」という『平家』作者の中
世的な思想と一致したためではないだろうか。

こうして、東大寺において経済的権利の主張を目的に作

られた聖武天皇の予言は、『平家物語』という中世文学に織り込まれ、琵琶の音とともに広く民衆の間に語り伝えられることとなったのである。^(補註1)

四 むすびにかえて

これまでみてきたように、勅書銅板、とくに裏銘は、東大寺の経済的権利を、古代的権威によって正当化する意図を持って制作されたものであった。⁽⁷⁾ そうした偽文書は、東大寺に限らず十世紀の末より十一世紀の始めにかけて、方々の寺院で作られ、それよりやや早い十世紀の始めかあるいは十一世紀の始め頃には、それら寺院により王法仏法相依の思想が表明されて来た。⁽⁸⁾ 両者は密接な関係を持つが、本稿で扱った銅板の裏銘、あるいはそれに先行する「山槐記勅書」はこうしたもののうちでも、早い時期のものとして位置づけられるのではないだろうか。そして裏銘についてさらに注意されるのは、それが当初聖武天皇宸筆として作られ、後まで利用されながら、一方では銅板に刻まれたということである。西岡虎之助氏は土地寄進の文言が多く、金石に刻まれる事実を示し、その理由として金石は永久性、誇示性において紙よりもすぐれており、またそこに刻まれ

た文書が実際性を帯びてくるという特性をあげられた。⁽⁹⁾ 氏の適確な見解は正文について述べられたものであったが、金石のそうした特性は偽文書にとってもまたきわめて有効であった。裏銘の利用が多く見られるのもそのためである。⁽¹⁰⁾

一般に伝統主義が行われていた時代に、新しい秩序が成立するためには、それが実は古くから効力があつたにもかかわらず、今まで正しく知られていなかったとか、たまたま隠れていたのが今や再び発見されたとか、そういう風に取り扱われねばならなかった。⁽¹¹⁾ 金石の持つ特性はこのような条件にかなひ、創立者に仮託して作った文書を、罹災の後、あるいは土中からでも出現させることができ、人により伝世されねばならない紙本よりもはるかに高い真实性を主張しえたのである。

これまで、銅板勅書について述べて来たが、それが古代の天皇の権威をかりて作られ、数百年にわたって利用され、文学に定着していったという事実は、古代の天皇が中世において有していた意味を考えさせる。またそれは、ある思想が、いかに生み出され、定着していくのかといった過程を示す一例ともなるであろう。それが長く利用され浸

透していくには、当時の社会にそれを受け入れるだけの条件が存在していなくてはならないが、本稿は銅板勅書自体の検討を目的としたため、そうした問題について述べることはできなかつた。それについては今後に期することとしたい。また銅板の性格はほぼ明らかにできたと思うが、その結果は決して銅板自体の価値を損うものではないし、それが聖武天皇勅書として近代に至るまで代々東大寺の重宝として伝えられたという事実を否定するものでもない。本稿により、勅書銅板が古代から中世にかけての貴重な史料として再評価されることを期待して、ひとまず擱筆することとしたい。

〔註〕

- (1) 松島順正編『正倉院宝物銘文集』(一九七八 吉川弘文館) 七五頁。
- (2) 筒井英俊校訂『東大寺要録』(一九七一 国書刊行会) 三、五、二〇六頁。以下『要録』よりの引用は本書の頁数で示す。
- (3) 『集古十種』二 鐘銘五(一九八〇 名著普及会) 二二六頁。
- (4) 正宗敦夫編『古京遺文』(日本古典全集覆刻版 一九七八 現代思潮社) 五四頁。
- (5) 喜田貞吉「国分寺の創設と東大寺の草創」角田文衛編『国分寺の研究』上(一九三八 考古学研究会) 後「喜田貞吉

著作集 第六巻 奈良時代の寺院』(一九八〇 平凡社) 所収。

(6) この銅板銘は近代以降では『大日本古文书』編年之三、二四三頁、『大日本仏教全書』二二二、東大寺叢書一 七頁、『群書類従』第二四輯 釈家部 四一〇頁等に収録されたが、何らかの註を加えたものや、解題としては次のものがある。

- ①『大日本古文书』編年之十二、一九〇二 三九三頁、②木崎愛吉「大日本金石史」(一九二一 好尚会出版部) 一三九頁、③竹内理三編『羣衆遺文』下巻(一九四四 東京堂) 九七〇頁、同解説一五一頁、④下出積与「東大寺金銅碑文」『群書類従』七(一九六二 続群書類従完成会) 一二頁、⑤岡崎敬「日本の古代金石文」岡崎敬・平野邦雄編『古代の日本』九 研究資料(一九七一 角川書店) 四二二頁、⑥堀池春峰「勝宝感神聖武皇帝銅板詔書」『大日本仏教全書』九 九 解題三(一九七三 鈴木学術財団) 七七頁、⑦松島順正編『正倉院宝物銘文集』(一九七八 吉川弘文館) 七三頁、⑧東野治之「しょうむてんのうちよくしよどうばん 聖武天皇勅書銅板」『国史大辞典』七(一九八六 吉川弘文館) 六二八頁。なお銅板の厚さは不明であるが、①の写真によると、裏面の刻字が表面にみえるから、さほど厚いものではないようである。

(7) 前掲註(4)、(6)②。

(8) 西岡虎之助「金石文に現れたる庄園地寄進」『国学院雑誌』四八―三(一九四一)後に同氏「莊園史の研究」下巻二(一九五六 岩波書店)所収。前掲註(6)④、⑥。

- (9) 前掲註(5)。
- (10) 『東大寺要録』本願章第一 延暦僧録文、一八頁二行目—一五行目。
- (11) 中井真孝「延暦僧録」聖武天皇伝と国分寺建立」竹田聰 洲博士還暦記念会編『日本宗教の歴史と民俗』(一九七六 隆文館)。
- (12) 『東大寺要録』一八頁。
- (13) 『日本高僧伝要文抄』(『新訂増補国史大系』三一巻) 八四頁。
- (14) 『類聚三代格』巻三 国分寺事 延暦二年四月廿八日官符所引、天平十四年五月廿八日官符。天平神護二年八月十八日官符。
- (15) 天平十三年三月乙巳(24)条に「又毎国僧寺施封五十戸 水田十町」とある。
- (16) 『東大寺要録』縁起章第二 三五頁。前掲註(6)⑧。
- (17) この奏状は永延三年七月十三日の太政官牒に引用されている(『大日本古文書』東大寺文書一 三七号、四二頁)。その引用は、まず、
(16) 謹検旧記、勝宝感真聖武天皇、叙哲内融、欽明外照、広濟如天、厚養似地。遠顧四生、遂崇三宝。以天平十三年歲次辛巳二月十四日、勅令邦国每置二寺、所謂金光明四天王護國之寺・法華滅罪之寺。今斯之寺其一也。独峙城東、故曰東大寺と、『東大寺要録』縁起章所収の「縁起文」(三六頁)の冒頭を引用し、「即皇帝発願曰」という句をはさんで表銘の「所冀」以下を引用する。但しそこには(16)の部分がないが(16)は存在しており、恐らく引用の際不要の(16)を削ったのであらうと

- 思う。
- (18) 前掲註(6)⑧。
- (19) 前掲註(6)④。
- (20) 福山敏男「東大寺の規模」角田文衛編『新修 国分寺の研究』一(一九八六 吉川弘文館) 八頁。
- (21) 石母田正「中世的世界の形成」第二章第一節(一九五七 東京大学出版会) 四五頁。
- (22) 天徳三年十二月二十六日「太政官牒」所引、同年七月二十五日「奏状」(『大日本古文書』東大寺文書二 四七六号、一〇六頁、「平安遺文」一 二七三号、四〇一頁)。
- (23) 前掲註(20)。傍点原文のまま。
- (24) 天平宝字四年七月二十三日「淳仁天皇東大寺封戸勅」(『大日本古文書』編年之四 四二六頁、「寧楽遺文」中 四六〇頁)。
- (25) 竹内理三「奈良朝時代に於ける寺院経済の研究」(一九三二 大岡山書店) 一一七頁。
- (26) 『日本紀略』天徳三年今年条(『新訂増補国史大系』第一一 巻七七頁)。
- (27) 本稿では中井氏の見解に従い「延暦僧録」との比較を行なったが、表銘と「僧録」が共通の原史料をもとに作成された可能性もなしとはいえない(東野治之氏の御教示による)。しかし『東大寺要録』が「僧録」を引用し、降って建三三年(一一二五) 東大寺の宗性が「日本高僧伝要文抄」にも抄出しているの、「僧録」が東大寺に伝わっていたことを窺わせ、また原型となる文書も今のところ見出せないから、ここでは中井氏の見解に従い、「延暦僧録」によって作成されたとした

い。また銅板自体の作成年代は不明であるが、東野治之氏より天平宝字七年八月十日「經所解案」に「銅銘二枚」と見えること(但し勅書銅板との関係は不明、「大日本古文書」編年之五 四一三頁)、表銘の字体、刻法は奈良時代末より平安のはじめまで溯るとも考えられることを御教示頂いた。従つて銅板の作成と出現の時期は隔たる可能性があるが、これらについてはさらに考えていきたい。なお銅板の表面には、表銘を刻んだ後に追刻された文字が見られる(六行目「田」の下に「田」、八行目「上」「天」の右に「上」「天」、十三行目の「十」の右に「十」)。「大日本古文書」編年之二二 三九四—三九五頁の写真による)。追刻の目的は詳かでないが、東野氏によればその刻法は表銘とも裏銘とも異なることされ、銅板の利用を考える上で興味深い。種々の御教示を頂いた東野治之氏に感謝の意を表わしたい。

(28) 前掲註(8) 西岡論文。

(29) 前掲註(8) 西岡論文、前掲註(6) ④。

(30) 「続日本紀」天平勝宝元年七月乙巳(13)条に「大倭国国分金光明寺四千町」とある。

(31) 前掲註(24)。

(32) 「大日本古文書」編年之三 二四三—二四七頁。編者は註として「従来諸説アリテ、文体書式等疑フベキモノナキニアラスト雖モ、前ニ収メタル二通ノ勅願文(平田寺勅書、薬師寺宛勅書—鈴木註)、ト関係セルヲ以テ、併セテコ、ニ収ム」と記している。以下問題となる「山槐記勅書」については後述するとして、「御筆勅書」を次に掲げる。

勅旨

封伍仟戸

右奉入造東大寺料、其造寺事了之後、志仟戸者用修理破壞料、肆仟戸者用供養十方三宝料、永年莫動、以為福田、伏願以此無尽之財宝、因施無相之如来、普度無辺之有情、欲証無余之極果

天平勝宝元年

平城宮御宇太上天皇法名勝滿

藤原皇太后法名

今帝法名隆基

「大日本古文書」はこれらの他にも類似する勅書載せており、それらの検討も行う必要があるが別の機会を待ちたい。

(33) 前掲註(5)。

(34) 辻善之助「日本仏教史」第一卷 上世篇(一九四四 岩波書店)一八〇頁。前掲註(6) ③解説。

(35) 水野柳太郎「続日本紀編纂の材料について—東大寺の食封をめぐる—」(「ヒストリア」二八 一九六〇)。

(36) 前掲註(24)。

(37) 「類聚三代格」卷八 封戸事、大同三年三月廿六日太政官符所引、宝龜十一年十二月十日官符。

(38) 「日本後紀」弘仁三年十月癸丑(28)条。

(39) 「東大寺要録」封戸水田章第八 二〇九頁に次のように記す。

或書云、惠美大臣被誅罪、依分東大寺封也。今案之、本願聖主施五千戸、於一千戸者配修理料、於四千戸者為供養三宝料也。然供養三宝料之内減二千戸、成官家功德

分。乍云功德分背本願旨趣耳。

- (40) 『山槐記』治承四年十二月廿八日条に引し勅書の冒頭に次のように記している。

東大寺

封五千戸^{東西寺二千戸} 三三戸^{新羅師寺} 依同寺僧供分度也

『朝野群載』所引勅書(後述)のものも殆んど同文である。なお『山槐記勅書』は『大日本古文書』と『増補 史料大成』山槐記三に見えるものとで語句に異同があるが、ここでは『大日本古文書』に従う。

- (41) 同勅書は古く文政二年(一八一九)に狩谷掖斎が木版で世に示しており(『考古学会雑誌』三一―一八九九)、現在も静岡市平田寺に所蔵されている。宛名の記された部分は意識的に摺消されているが、全面に内印三十顆をおし、巻末の「勅」の字は聖武天皇宸筆とみられ、奈良時代の原本である(文部省編『日本国宝全集』第七輯 一九二三、五八頁)。掖斎がすでに指摘したように、この勅書は五大寺のいずれかへ下されたものであるが、そのいずれの寺院へ下されたものは現段階では不明とすべきであろう。また同じく彼の示した聖武天皇が讓位前であるのに太上天皇と称している点は、今なお解決できないが、中川収氏はこの時点で天皇は仏道に専念する決意をし、太上天皇沙弥勝満はそうした状態を示すという一解釈を出された(同氏「聖武天皇の讓位」『日本歴史』四二六 一九八三年十一月)。

なお、角田文衛『国分寺の研究』上(一九三八 考古学杂志)、『日本国宝全集』(前掲)に全体の鮮明な写真がある。

- (42) 学分については新川登亀男「修多羅衆論」 竹内理三博士古稀記念会編『続律令国家と貴族社会』(一九七八 吉川弘文館)参照。

- (43) 先にあげた関係史料のうち『続日本紀』天平感宝元年閏五月癸丑(20)条は、原勅より必要部分を取捨選択したものであり(黒板勝美「更訂 国史の研究」総説 一九三一 岩波書店 一六九頁)、『朝野群載』所引勅所は(e)・(f)等の改変がなされているから銅板銘によると考えられる。

- (44) 『東大寺要録』雜事章第十二 三二―三五頁。

- (45) 『東大寺要録』は「左中弁紀朝臣作」とするが、この人物が紀淑光であることは「公卿補任」承平四年の彼についての記載により知られる(目崎徳衛「宇多上皇の院と国政」古代学協会編『延喜天曆時代の研究』(一九六九 吉川弘文館)。(46) 堀池春峰編『東大寺別当次第』(角田文衛編『新修 国分寺の研究』一 所収)に

傳燈大師寛教

延長六年六月十七日官符。年四十四。藤廿七。東寺。真言宗。寛平法皇實。

(以下略)

とある(三〇四頁)。

- (47) 延長七年七月十四日「伊勢国飯野莊大神宮勅注」(平安遺文』一 二三三―三三三号)はその使の活動を示し、二三四、二三五号文書も関係するが、それらには同年四月二十五日の宇多院の宣旨が引かれている(三四三、三四五頁)。前掲註(45)目崎氏論文参照。

- (48) 時代は下るが、後に示す安元元年の「東大寺衆徒等申状土代」では「国主」としている(『大日本古文書』東大寺文書

十一三三頁)。

(49) 堀池春峰「東大寺要録編纂について」『南都仏教史の研究』
上 東大寺篇 一九八〇 法蔵館。

(50) 『東大寺要録』二頁。

(51) 嘉永元年八月五日「官宣旨」所引、同六月二十日「東大寺
解狀」(『大日本古文書』東大寺文書六 二五三頁、三二八
頁、『平安遺文』四 一六六頁、一五一九頁)。

(52) 天仁二年九月二十六日「官勘狀案」所引、「寺家陳狀」(『大
日本古文書』東大寺文書十一 一五三頁、六頁、『平安遺文』
四 一七一頁、一五五一頁)。

(53) 大治四年十一月二十一日「東大寺所司解」(『平安遺文』九
四六九三頁、三六九〇頁)。

(54) 久安三年四月十七日「東大寺印藏文書目録」(『大日本古文
書』東大寺文書三 六九〇頁、二五四頁、『平安遺文』六
二六〇九頁、二一九八頁)。

(55) 保元二年九月二十八日「記録所寄人出雲権守中原盛信文書
預り狀」(『大日本古文書』東大寺文書七 四二二頁、二七二
頁、『平安遺文』六 二九〇四頁、二三八三頁)。

(56) 勅書銅板の材質は『東大寺要録』(三五、二〇六頁)、「印
藏文書目録」(前掲註〈54〉)から銅であるが、ここで「金銘」
とし、後に「金銅御記請」(後述)とするのは材質を高級な
ものとする意識によるのであろう。

なお、天平の勅書の扱いについては、時期不明ながら次の
文書が参考となろう(年末詳八月二十一日「左少史某奉書」
〈『大日本古文書』東大寺文書三 七七四頁、三二六頁〉)。

(57) 左「史書狀」

以昨日目録、令申弁殿候之處、被下知云、天平勅書事、
尚以別解可被注申也、被書載目録候条、無所見、早々可
被書進之由、可申之旨所候也謹言

八月廿一日 左少史(章名)奉

東大寺從威御房

(57) 安元元年十二月「東大寺衆徒等申狀土代」(『大日本古文
書』東大寺文書十三七頁、一三三頁、『平安遺文』七 三七
三二頁、二八八七頁)。

(58) 『山槐記』治承四年十二月廿八日条(増補 史料大成)
山槐記三 一五四頁)。

(59) 同日条に「東大寺興福寺為灰燼云々、(中略)此事正月一
日所風聞京中也(中略)後日宿曜師大威儀師珍賀所送之堂舎
焼亡記曰(以下略)」と記す(一五二頁)。

(60) 『山槐記』同日条に「權別当權少僧都藏俊去秋比入滅」と
みえ、「興福寺別当次第」卷二の彼の伝記に「同四年九月廿
七日入滅春秋七十七」と記す(『大日本佛教全書』二二四 興福
寺叢書二 二三頁)。

(61) 養和元年八月十八日「後白河院庁問注東大寺所司參曉・伊
賀在庁源兼信申詞記案」所引 同三月「東大寺所司等解狀」
(『大日本古文書』東大寺文書十一 二二三頁、一八〇頁、『平
安遺文』八 三九九八頁、三〇三六頁)。

(62) 「伊賀國東大寺封戸券文案」所引 建仁元年四月「東大寺
僧綱学侶等解案」(『大日本古文書』東大寺文書九 八六四頁
一四二頁、『鎌倉遺文』三 一一九七頁、一一頁)。

(63) 「伊賀國東大寺封戸券文案」所引 「僧隆玄置文」(『大日
本古文書』東大寺文書九 八六四頁、一四一頁、『鎌倉遺文』

三一 二〇二号、一四頁。

(64) 「東大寺別当辨曉訴状納印藏記」(『大日本古文书』東大寺文書三 六八八号、二五三頁)。

(65) 文永六年九月「東大寺学侶連署起請」(『大日本古文书』東大寺文書七 三二四号、七一頁、『鎌倉遺文』一四 一〇五〇四号、七二頁)。

(66) 弘安二年正月「東大寺学侶等越訴状案」(『大日本古文书』東大寺文書別集一 一六五号、一九二頁、『鎌倉遺文』一八 一三四〇二号、七二頁)。

(67) 暦応四年十月七日「東大寺離散宿老等会合評議事書」(『大日本古文书』東大寺文書五 九六号、二〇八頁)。

(68) 観応三年八月二十九日「東大寺衆徒僉議事書土代」(『大日本古文书』東大寺文書十 一四七号、三〇四頁)。

(69) 鬼頭清明「奈良時代の格と院政期の東大寺」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』一九八七 吉川弘文館)。

(70) 黒田俊雄「寺社勢力」一九八〇 岩波書店 四五頁。

(71) 「朝野群載」卷十七 仏事下(『新訂増補国史大系』四三三頁)。

(72) 「扶桑略記抄」二、天平感宝元年閏五月廿一日条(『新訂増補国史大系』九八頁)。

(73) 寿永二年五月十九日「藤原兼実願文」(『平安遺文』八四〇八九号、三〇九四頁)。

(74) 建仁三年十一月三十日「後鳥羽上皇願文」(『東大寺統要録』供養篇、『統々群書類従』十一、二二二頁、『鎌倉遺文』三一 一四〇八号、一四四頁)。

(75) 高木市之助ら校注『平家物語 上』巻第五 奈良炎上一九五九 岩波書店、三八五頁。

(76) 前掲註(76) 巻第二 善光寺炎上、一九八頁。

(77) 東大寺において作成された偽文書のうち、天平勝宝七歳十二月二十八日「孝謙天皇勅施入文」(『大日本古文书』編年之四 八四頁、『寧楽遺文』中、六五八頁)については丸山幸彦「一〇世紀における庄園の形成と展開」『史林』五六―六一九七三年十一月、黒田日出男「一〇・一一世紀の四至について」『民衆史の課題と方向』一九七八 三一書房、(後同氏「日本中世開発史の研究」一九八四 校倉書房 所収)に検討されている。

(78) 赤松俊秀「高野山御手印縁起について」(『統鎌倉仏教の研究』一九六六 平楽寺書店)。

(79) 前掲註(71)。

(80) 前掲註(8) 西岡論文。

(81) マックス・ヴェーバー「社会学の根本概念」(清水幾太郎訳) 一九七二 岩波文庫 六〇頁。

(補註1) 裏銘は「源平盛衰記」にも引かれているが、これは「時代の国王(中略)早く覚岸に登らん」と「平家物語」にくらべて長く引用されている(『源平盛衰記』上巻 宇巻第二十四校註日本文学大系一五 一九二六 国民図書、八三〇頁)。
また、現在未刊行の東大寺文書中にも、「本願御記文」という端裏書をもつ鎌倉後期の裏銘の案文がある(奈良国立文化財研究所『東大寺文書目録』二 第一部第二四 九二号、二四頁)。

一方、時代は降るが、寛政四年（一七九二）に京都、奈良の社寺を調査した屋代弘賢は、十二月一日に東大寺で御筆勅書などとともに勅書銅板も実見しており、全文を記すと同時に次のように書きとめている（『道の幸』中 存採叢書五一 一八八五、一八折）。

盛衰記に見えし聖武天皇宸翰の我寺興復せ^(つゝ)天下興復せん、我寺衰弊せ^(つゝ)天下衰弊すへしとの御記文も、あか、ねの板にえりたるかまさしくあり、金銅の銘文とそいふなる、寺僧ハ鉄簡といひ伝へたれと銅券なところそいふへ^(つゝ)けれ、

さらに天明三年（一七八三）に出された版本絵入の『南都大仏殿御縁起』（奈良県立図書館郷土資料室蔵）は、本文の前五頁にわたり裏銘、表銘の順で全文を掲げている。造東大寺大勸進職龍松院崇憲誓阿弥陀仏の奥書には、公慶上人のときに出された縁起が紛失しており、このたび加賀藩主の大祖母の侍女の淨財により出版する旨が見えるが、巻頭に金銅勸願文を掲げ貴賤上下の人々が毘盧舎那仏に結縁するようにとの文言が記されている。諸国勸進の際、同書が各地へもたらされ説かれたとすれば銅板銘の利用例として興味深い。

なお、裏銘は東大寺にとどまらず宇佐八幡宮でも利用された。正和二年（一一三三）頃完成した『八幡宇佐宮御託宣集』威巻七に引く「三國七郡御封田施入帳」は明らかに「山槐記勅書」をもとに作成されたものである。詳細な検討は次の機会にゆずるが、裏銘の利用・伝播を考える上で注意すべきものと思う（重松明久校訳『八幡宇佐宮御託宣集』一九八六 現代思潮社、二四一頁）。

（補註2）脱稿後、平田寺勅書について角田文衛氏「天平感宝元年聖武天皇勅書考証」（『考古学論叢』一一 一九三九 後）「律令国家の展開」（一九八五 法蔵館）、高柳光寿氏「平田寺所蔵聖武天皇宸翰勅書の研究」（『仏教史研究』一 一九四九 後）「高柳光寿史学論文集」上 一九七〇 吉川弘文館）の存在に気付いた。特に後者は山槐記勅書 裏銘にも言及されている。また裏銘の影響を示す文言を東大寺供養に際しての石清水八幡宮への宣命の中に見出した。すなわち「仏法王法者名雖^(つゝ)両綺毛趣是一致^(つゝ)利仍引^(つゝ)仏法恢弘須^(つゝ)礼王法繁昌利^(つゝ)世加之須我寺興復^(つゝ)者天下興復^(つゝ)度^(つゝ)本願聖主遺誠炳焉^(つゝ)泰^(つゝ)」とある（建久六年後鳥羽天皇宣命、『大日本古文书』石清水文書之一 六一頁、建仁三年土御門天皇宣命 同三三頁）。

さらに宮内庁正倉院事務所より銅板の鮮明な写真の頒布を受けることができ、表面四行目「七」の下に同字、十行目「土」の下に同字、十三行目「日」の下に同字、裏面初行「施」の下にかなり時代が降ると思われるが「東大□」の追刻を認められた。

以上の諸点を本稿で見落したことをお詫びするとともに、種々の御教示を下された諸氏ならびに宮内庁正倉院事務所に御礼申し上げます。

（一九八六年卒業生・神戸大学大学院修士課程）